

第5回協働推進会議準備会作業部会 議事録

と き 平成15年2月24日(月) 9時30分~12時30分

ところ 大和市役所分庁舎3階第2・3会議室

メンバー 16名

- ・ **委員8名**：内海部会長 河崎副座長 市村委員 宇津木委員 小林委員
中村委員 百瀬委員 渡辺精子委員
- ・ **オブザーバー参加1名**：伊藤さん(玉川まちづくりハウス)
- ・ **傍聴者1名**
- ・ **事務局ボランティア2名**：大塚さん 関根さん
- ・ **市事務局4名**：清水市民活動課長他3名

議事要旨

全体の流れ

まず、第4回準備会(2/13)の内容を議事録に基づき確認した後、今後のスケジュールと基本協定について、資料をもとにして検討作業が行われました。

そして、次の部会(3/12)で今回出た意見を整理して、第6回準備会(3/17)へ報告・提案することが確認されました。

主な確認事項

登録・届出の申請窓口

- ・ 登録・届出の実務は、当面は市が中心となっていく。

基本協定と推進会議立ち上げの時期について

- ・ 4月に推進会議を立ち上げるために必要な検討を進める。
- ・ 7月頃に予定されるシンポジウムで基本協定のお披露目をする。

拠点・資金等のプロジェクト

- ・ プロジェクトの早期設置が必要である。

基本協定たたき台(資料4)について

- ・ 「6-1 委員構成」：委員の枠組みは固定化しない方向で見直す。
- ・ 「12-1 市長と協議のうえ」：削除する。

開会：9時30分

(以下、議事内容 進行は内海部会長)

進め方の確認(内海部会長)

- ・今日を含めて、作業部会2回と準備会1回の会議が予定されているが、そのなかで、4月に推進会議をスタートさせるための検討を進めなければならない。
- ・今日は、今後のスケジュールと基本協定を中心に議論したいと思う。多くの意見を願いたい。
- ・次のようなスケジュールで進めたい。(ホワイトボードに記載)

<本日のプログラム>

9:30 協働の指針(中間報告)及びスケジュール

10:30 協働推進会議、基本協定について

- ・ 10:30 基本協定たたき台の説明
- ・ 10:40 ポストイット意見 まとめ
- ・ 11:15 議論

12:00 終了

協働の指針(中間報告)及びスケジュール

【登録・届出の申請窓口】

- ・事務局から、第4回準備会(2/13)での主な確認事項と今後のスケジュールについて、資料(資料2:第4回準備会議事録、資料5:今後のスケジュール)に基づき説明。
- ・部会長:当面、事務局は市が中心となって担う、ということになったが、登録・届出は市が受け付ける、ということで良いのか。
- ・事務局:市で受け付けを行うことになる。具体的な業務分担については、事務局ボランティアの皆さんと話したい。
- ・委員:サポートセンターができれば、届出はそこで受け付ければ良い。環境を整えていくなかで、しくみも成長していけば良い。
- ・委員:4月から推進会議がスタートする、という点が先日の準備会で確認されたが、基本協定を結んで一気に動くのか。そうだとすると、当初は、検討の場を多く設けないと厳しいのではないか。

- ・ 部会長：4月からスタートするにあたり、最低限決めておくべきこと、運用のなかで徐々に対応していくべきもの、の整理が必要になる。

【NPOのための条例？】

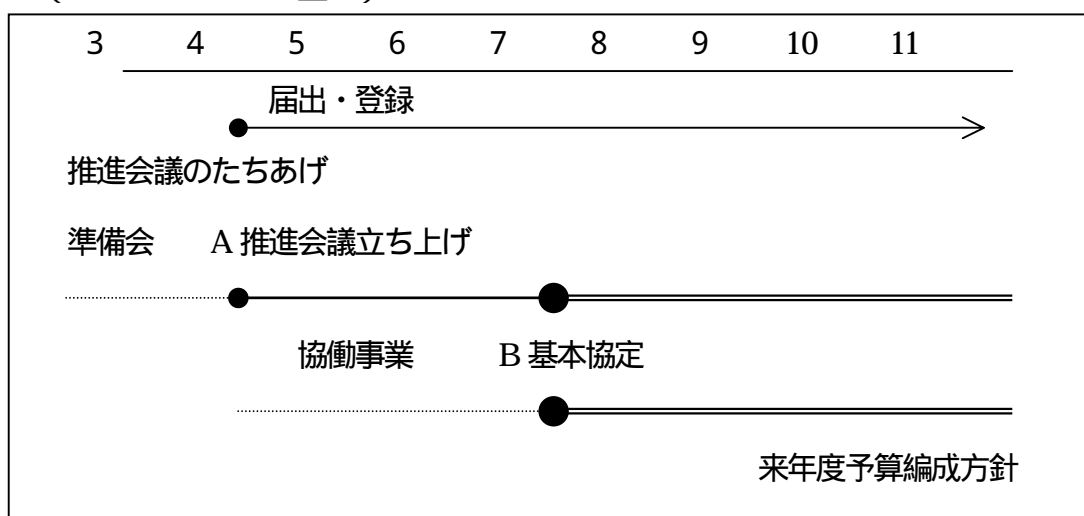
- ・ 委員：登録・届出の書式をみると、NPO 中心の内容とを感じる。株式会社では資本金の欄などが必要になると思うが。
- ・ 部会長：第4回準備会（2/13）では、事業者関係委員から、個人事業主は、単独で登録するよりは事業者団体で登録という形になると思うが、その場合は特に問題ない、という意見が出た。ただし、株式会社の場合はわからない、ということであった。
- ・ 部会長：書式については、実務的対応のなかで改善していくという考え方が確認されているので、そのような対応で良いと思う。
- ・ 委員：条例策定当時から発言していることだが、市民個人の思いが通じるしくみを考えるべきである。NPO のためだけの条例ではないはずだ。
- ・ 委員：同感。今日の朝刊に自然観察の活動団体の記事が載っていたが、行政ができないことを自分たちで行っている団体はたくさんある。お金がからまなければ何も行政と協働する必要はない。現実には、既に行政とNPO との間で委託事業が行われている点気がかりである。
- ・ 委員：お金のために協働するだけではない。ある目的のために協働事業をしたい、というのが前提にある。
- ・ 部会長：届出は、自分たちの活動を広げるネットワークのひとつになる。登録は、協働の目的意識がより明確な場合のしくみである。
- ・ 委員：どうもNPO を主体としたしくみに思えてしかたがない。NPO 推進条例ならまだしも、この条例は新しい公共のための条例である。
- ・ 部会長：今はスケジュールの議論をしているので、その問題は、基本協定のところで関連があればまた議論したい。また、事業者関係委員の意見も聞いてみたい。

【基本協定の締結時期】

- ・ 部会長：資料5のスケジュールでは、協働の指針（中間報告）を3月中にとりまとめること、内容としては、基本協定案、登録・届出基準と書式、その他14年度の検討内容、となっているが、何か意見はあるか。
- ・ 委員：最初に基本協定を結ぶ必要があるが、それには推進会議の代表が必要となる。4月から実質的にスタートとなると、スケジュール的にはかなり厳しい。

- ・ 部会長：15年度仮施行、16年度本施行ぐらゐの考え方もある。
- ・ 事務局：前回の準備会でもふれたように、届出・登録の制度は、規則を4月から施行してスタートできる。大きな問題は協働事業。協働事業提案を受けて、市がそれを予算反映しようとする、8月ぐらゐにはある程度市で方針決定をする必要がある。それまでには基本協定できちんと推進会議の位置付けや役割を定めておかないと、16年度予算に反映できない。
- ・ 部会長：基本協定と推進会議立ち上げの関係を再度確認する必要がある。

(ホワイトボードに整理)



- ・ 委員：成長するシステムとして、4月中に基本的・大枠のところを基本協定として締結し、推進会議を立ち上げるべきだと思う。
- ・ 委員：再度確認だが、推進会議は地方自治法に定める附属機関ではないのか。位置付けがあいまいだと不安になる。
- ・ 事務局：条例づくりのなかで議論・確認されたように、自主性、独自性を尊重することから附属機関としては位置付けない。ただし位置付けがあいまいになると困るので、条例で明記され役割等は基本協定で定める、ということになっている。
- ・ 委員：形だけ急いでしまって中味のない協定になってしまっては意味がない。
- ・ 委員：対外的にアピールするために、シンポジウムなど公開性の高い場できちんと結ぶべきである。
- ・ 委員：市民が夢をもてるような公共づくりをするためのシステムであるべきである。だが現実には難しい。
- ・ 部会長：7月頃に予定されるシンポジウムで基本協定のお披露目をする、という点については特に意見がないようなので準備会へ報告したい。

- ・ 部会長：基本協定と推進会議たちあげの時期について、部会で案をしぼるか、検討内容の報告に留めるか。
- ・ 委員：基本協定を結ばない場合は、6月までは準備会として活動することになるのか。
- ・ 委員：仮協定として4月に結ぶ方法もあるのでは。
- ・ 委員：仮協定というあいまいな形では結ぶべきではない。
- ・ 委員：基本協定は大切なものであり、その承認には議会の関与が必要だと思う。民主的な手続きが必要だ。

【拠点・資金等のプロジェクト】

- ・ 委員：締結の時期を確認するのは、基本協定のたたき台を議論した後の方が良いのでは。内容によって締結時期も変わるだろう。
- ・ 部会長：締結の時期は後で再度議論することとして、内容の議論に入りたい。
- ・ 部会長：その前に拠点や資金に関する検討をプロジェクト的に行う点について意見はあるか。
- ・ 委員：市の予算が関係する場合、8月ぐらいの段階である程度固めておく必要があるとすると、検討を急がなければいけないが。
- ・ 事務局：4月に入って、すぐに検討プロジェクトをたちあげてほしい。
- ・ 委員：プロジェクトの件も重要だが、まず今回の中心テーマである基本協定について先に議論した方が良い。
- ・ 部会長：この場では、プロジェクトの早期設置が必要である、という点を確認しておきたい。

休 憩

基本協定たたき台について

- ・ 市から基本協定たたき台を説明の後、各委員がカードに意見を記入し（基本協定の13項目ごと）、内海部会長のコーディネートにより意見交換を行った。以下、意見交換の概要。

個々のカード意見は別添資料「作業部会 でのカード意見」のとおり

【3. 基本協定について】

- ・ オガザバー：議会の関与は必要なのか。この協定は、あくまでも推進会議と市との関係

を明確にするものである。

- ・ 部会長：大きな論点。あらためて議論する場を持ちたい。

【6. 委員】

- ・ 委員：公募市民と市民団体関係者・事業者が別枠になっていると、公募市民には市民団体関係者・事業者は含まれなくなり、公募市民が狭くなってしまう。
- ・ 委員：学識経験者の枠は必要であろうが、その他の委員は、公募中心として枠は設けない方が良い。
- ・ 〆ザ-バ-：枠はつくるべきではない。
- ・ 部会長：委員の枠組みは固定化しない方向で見直すこととしたい。
- ・ 委員：委員については、表現の自由の保障、公正・中立性の確保、の2点をメインにすべきである。
- ・ 委員：公平・中立という点では、選挙人名簿からランダムに選ぶ、という方法もある。
- ・ 委員：委員の誰がどう任命したり罷免したりするのか。
- ・ 委員：最終的には市長の任命ということになるのでは。
- ・ 部会長：市長が任命するとなると附属機関の位置付けにもなる。
- ・ 委員：条例に基づいて基本協定で、ということだが、いっそのこと附属機関としてしまった方が良いのでは。
- ・ 委員：附属機関では、市長が恣意的に任命しない、ということも考えられる。イエスマンばかりになってしまうのでは。
- ・ 委員：罷免は弁明の機会を与えるなどの要件を明示したうえで推進会議ができる、としておけば良い。
- ・ 部会長：推進会議の位置付けの議論がされているが、方法としては、附属機関 任意機関 基本協定等による担保 イ任意機関 議会の承認、という整理でよいか。
- ・ 〆ザ-バ-：推進会議は形式化してはよくないし、権力を集中しない方が良い。公開性が重視されればあまり細かくする必要はない。硬くしてしまうと、今までの議論と違った方向に行ってしまうのではないか。
- ・ 〆ザ-バ-：公平・中立を強調しすぎると行政と同じになってしまう。
- ・ 委員：主旨はわかるが、あまり漠然としていては良くないのでは。ある程度きちっとしたものは必要。
- ・ 委員：公平・中立というのは、見る人によって変わる。自分の団体に関係のある内容については、当然その委員は退席するので、それほど気にする必要はないと思う。

【 8 . 事務局】

- ・ 部会長：事務局運営を協働事業として立ち上げるとおもしろい。
- ・ 委員：事務局の市民スタッフは、ボランティアでは難しい。
- ・ 委員：当面の間市が中心となって担い、そこに市民が参加する、という 8 - 3 の原則が示されていれば、協働事業としてとらえるのは、もう少し後で良いと思う。

【 10 . 機能に関する基本事項】

- ・ 委員：基本協定自体の修正、再検討も推進会議でイニシアティブを取ることを明記した方が良い。
- ・ 委員：市民が提案に対して十分な説明責任を果たしていないと感じた場合、その次にとるべき対応策はあるのか。

【 12 . プロジェクト関係】

- ・ 委員：「～ができる」という表現は、あいまいなところがあるので多用すべきではない。可能性と権限の違いがわかるような表現が好ましい。
- ・ 委員：「12 - 1 市長と協議のうえ」というのは、ひっかかる。市長が拒否した場合はどうなるのか。この協定の全体の流れからすると不要ではないか。
- ・ 木澤 保：関連課がきちんと協議に応じるという点から考えると、残しておいても良いと思うが。
- ・ 委員：市民と市との意思疎通の問題は、もっと基本的なところで定めておけば良いと思う。
- ・ 事務局：このたたき台は、市の内部で調整しているものではないが、実務的にはなくても特に支障はない。
- ・ 部会長：「12 - 1 市長と協議のうえ」の部分は、部会案としては除くこととしたい。

【 13 . 協働事業について】

- ・ 委員：協働事業が早い者勝ちのしくみにならないように注意する必要がある。
- ・ 委員：協働事業の期間は、実施の段階ではっきりしておく必要がある。

【その他】

- ・ 委員：協定書の形式はどのようにすべきか。
- ・ 委員：推進会議委員は、いろいろな情報を知りうる。守秘義務はどうなるのか。
- ・ 委員：守秘義務は、ルールをつくってどこかに盛り込めば良い。

- ・部会長：オープンな場というのが基本になるが、内容によっては守秘義務もきちんと考える必要があるだろう。

その他（内海部会長）

- ・今日は、スケジュールと基本協定をテーマに、委員の位置付けやプロジェクトの設置・協議の方法、協働事業に関する検討を中心に行った。
- ・4月に推進会議を立ち上げるために必要となる事項を中心に、次回の第6回作業部会（3/12）で一定の案をつくり、第6回準備会（3/19）へ報告したいと思う。

閉会：12時30分

（記録者：市民活動課 井東）